

機密性 2 情報 CI 担当者限り

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針

平成 19 年 8 月 9 日
カウンターインテリジェンス
推進会議決定
改定 平成 21 年 3 月 17 日
改定 平成 23 年 12 月 6 日

第 1 部 総則

1 目的

この基本方針は、カウンターインテリジェンスに関する各行政機関の施策に関し必要な事項の統一を図るとともに、カウンターインテリジェンス・センターその他カウンターインテリジェンスに関する施策を推進する体制を確立し、もって国の重要な情報や職員等の保護を図ることを目的とする。

2 定義

この基本方針において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
- (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）
- (3) 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（法務省にあっては、検察庁を除く。）
- (4) 警察庁
- (5) 検察庁

第 2 部 政府統一基準

I 特別管理秘密に係る基準

特別に秘匿すべき情報については、物的管理として、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」（情報セキュリティ政策会議決定）の厳格な適用等を行うとともに、人的管理として、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度を導入して、特別な管理を行い、情報漏えいの絶無を期すものとする。

1 特別管理秘密の定義

特別な管理を行う対象とする情報（以下「特別管理秘密」という。）は、各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公にな

っていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したものとす。

2 物的管理

(1) 段階的な秘密区分指定

「秘密文書等の取扱いについて（昭和 40 年 4 月 15 日事務次官等会議申合せ）」に基づき、秘密情報はその特性や重要性により段階的に区分し、それぞれの秘密区分における秘密保全の必要度に応じた管理体制を構築しているところであるが、特別管理秘密に該当するものについては、特に適切な秘密指定を行うこととする。

(2) 情報へのアクセス管理

ア 秘密情報に対するアクセス管理は、知る必要がある者のみに秘密情報に対するアクセスを可能とするニード・トゥ・ノウ（need-to-know）の原則を徹底し、秘密情報の不必要な拡散を防止することとする。

イ 「秘密文書等の取扱いについて（昭和 40 年 4 月 15 日事務次官等会議申合せ）」における秘密情報の取扱いに関する規定を遵守するほか、特別管理秘密については、その特質にかんがみ、情報のライフサイクルの各段階において、次に掲げるとおりとする。

(7) 作成・入手に当たっては、特別管理秘密と確認できる標記を付すこととし、管理簿に登録するものとする。

(イ) 利用に当たっては、原則としてクリアランス手続（3(1)ア(イ)に規定するクリアランス手続をいう。）により適格性（3(1)ア(ア)に規定する適格性をいう。）を確認された者で、かつ、知る必要がある者のみが特別管理秘密取扱者（特別管理秘密を取り扱う者をいう。以下同じ。）としてアクセスできることとする。また、情報に係る媒体の物理的構成を変更する場合は、原則として特別管理秘密の管理責任者又はその事務の一部を行うものとして各行政機関において指定する者（以下「管理責任者等」という。）の許可を得るものとし、電子化された特別管理秘密を取り扱う場合は、スタンドアローンの端末を使用するか、インターネットに接続しておらず、かつ、特別管理秘密を取り扱うことのできる者のみが特別管理秘密にアクセスすることができるよう適切に管理されたネットワークに接続した端末で行うものとする。

(ウ) 保管（外部電磁的記録媒体への電子情報の保存を含む。）に当たっては、原則として、施錠可能な堅固な保管庫を使用するものとする。なお、電子情報

を端末に保管する場合にあつては、パスワード設定等による保護を行うほか、物理的な盗難防止措置を施すものとする。保管開始日、保管終了日等を記した管理簿を作成し、保管状況について定期的な点検を実施するものとする。

- (エ) 送達に当たっては、その授受が確実に行われることを担保するため、受領書の交付の義務付け等により特別管理秘密が送達された事実を記録化する措置を講じるものとする。
- (オ) 提供に当たっては、管理責任者等の承認を得るものとする。
- (カ) 廃棄に当たっては、後述するとおり、復元不可能な廃棄手段・方法を選択することとし、
[REDACTED]

(3) 送達・廃棄等における秘密保全措置

ア 秘密情報の送達・廃棄等に伴う秘密漏えいの防止措置について一定の管理手続きを定めることにより、秘密情報とその取扱者の直接的な監督下から離れた場合においても、秘密保全措置を講じるものとする。

イ 「秘密文書等の取扱いについて（昭和 40 年 4 月 15 日事務次官等会議申合せ）」における送達・廃棄等における秘密保全措置に関する規定を遵守するほか、特別管理秘密については、その特質にかんがみ、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 特別管理秘密の送達に当たっては、当該秘密情報の紛失を防止するため厳重に封かんするとともに、周囲から容易に封の中身を視認できない措置を講じるものとする。また、特別管理秘密の送達に確実に期すため、第三者に委託することは避けることを原則とし、信頼できる送達手段・方法を選択するものとする。なお、特別管理秘密を電子情報として送達する場合には、原則として暗号化を図ることとし、インターネットを介した電子メールやストレージサービスを利用するの送達は認めないものとする。

- (イ) 特別管理秘密の廃棄に当たっては、管理責任者等が立ち会うこととし、復元不可能な廃棄手段・方法を選択することにより、その確実に期すものとする。

(4) 情報システムへのアクセス管理

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

イ この他、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の情報システムに係る基本遵守事項及び強化遵守事項を踏まえ、適切な対応を実施するものとする。ただし、カウンターインテリジェンスの観点から別の扱いをするものにあつてはこの限りではない。

3 人的管理

(1) 秘密取扱者適格性確認制度

ア 基本方針

(ア) 各行政機関は、特別管理秘密に当たる秘密の取扱いについては、特別管理秘密を取り扱うことについての適格性（以下単に「適格性」という。）を確認した者に行わせることとする。

(イ) 適格性の確認は、調査対象者が特別管理秘密を取り扱うに当たって信用できかつ信頼し得るか否かについての調査（以下「クリアランス手続」という。）により行うこととする。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ウ クリアランス手続を行う際の配慮事項

(7) 適格性の確認に当たっては、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 27 条の平等取扱原則（人種、信条、性別、社会的身分、門地又は国家公務員法第 38 条（欠格条項）第 5 号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別されてはならない。）を遵守しなければならない。また、調査の目的と関係のない質問を行わない等プライバシーの保護への配慮を尽くさなければならないこととする。

(イ) [Redacted]

(7) クリアランス手続の過程で得られた情報は、正当な理由なく第三者に提供してはならないこととする。

(エ) 各行政機関は、クリアランス手続の実効性確保のため相互に必要な協力を行うものとする。

エ 適格性の確認

(7) 適格性の確認は、特別管理秘密を取り扱わせようとする各行政機関の長が指定した者が行うこととする。

(イ) 適格性の確認は、当該行政機関の事務の遂行のため必要な職員に限って行うものとする。

オ クリアランス手続におけるセンターの役割

カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関の求めに応じて、クリアランス手続について必要な支援を行うこととする。

(2) 特別管理秘密の管理責任体制

ア 管理責任者等の指定

各行政機関は、特別管理秘密の厳格な管理を行うため、特別管理秘密の管理について責任を負う者を管理責任者等として指定するものとする。

イ 管理責任者等の業務

管理責任者等は、以下に掲げる業務その他の特別管理秘密の管理について責任を負うものとする。管理責任者等は、カウンターインテリジェンス担当部署（V 1 の規定により設置又は指定された部署をいう。以下同じ。）に所属していない場合にあつては、カウンターインテリジェンス担当部署と適宜連携を図るものとする。

- (ア) 特別管理秘密に係る媒体の物理的構成を変更する場合の許可
- (イ) 特別管理秘密の保管状況についての定期的な点検
- (ウ) 特別管理秘密の提供についての承認
- (エ) 特別管理秘密の廃棄に当たつての立会い

(3) 特別管理秘密取扱者の秘密保全研修制度

ア 各行政機関における特別管理秘密取扱者研修

各行政機関は、特別管理秘密取扱者に対し、特別管理秘密の秘密保全に必要な知識、技能等を修得させるため、特別管理秘密取扱者研修を定期的実施するものとする。なお、必要な場合は、特別管理秘密取扱者研修を臨時に実施することを妨げるものではない。

イ カウンターインテリジェンス・センターによる支援

- (ア) 各行政機関の特別管理秘密取扱者研修担当者に対する研修

カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関における特別管理秘密取扱者研修の担当者が当該研修の実施に必要な知識、技能等を修得できるよう特別管理秘密取扱者研修担当者研修を実施するものとする。

- (イ) 研修実施マニュアル及び標準教材の作成

カウンターインテリジェンス・センターは、(ア)の研修を効果的かつ効率的に行うため、各行政機関の特別管理秘密取扱者研修実施マニュアル及び同研修用標準教材の作成を行うものとする。

II カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有

我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、カウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報を収集及び分析し、その成果物を各行政機関で共有するものとする。

[Redacted text block]

2 情報収集

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 情報分析

[Redacted text block]

[Redacted text block]

4 情報共有

[Redacted text block]

5 調査等

[Redacted]

[Redacted]

Ⅲ カウンターインテリジェンス意識の啓発

職員一人一人が秘密保全の重要性を理解し、秘密保全を意識して日々の業務を遂行していくため、各行政機関は、職員一般を対象として秘密保全その他カウンターインテリジェンスに関する啓発活動等を計画的に実施するものとする。

1 各行政機関における啓発活動

各行政機関は、カウンターインテリジェンス啓発活動を実施するものとする。

カウンターインテリジェンス啓発活動は、職員一人一人のカウンターインテリジェンス意識を高揚するとともに、外国情報機関による不審な活動に対する理解を深めることにより、秘密保全の重要性を自覚した職務遂行を可能とするよう実施するものとする。

2 カウンターインテリジェンス・センターによる支援

(1) 各行政機関の啓発担当者に対する研修

カウンターインテリジェンス・センターは、基本方針の統一かつ確実な施行を図るため、各行政機関におけるカウンターインテリジェンス啓発活動の担当者が啓発活動の実施に必要な知識、技能等を修得できるよう、当該担当者に対する研修を実施するものとする。

(2) 啓発活動実施マニュアル及び標準教材の作成

カウンターインテリジェンス・センターは、(1)の研修を効果的かつ効率的に行うため、各行政機関の担当者用啓発活動実施マニュアル及び職員用標準教材の作成を行うものとする。

Ⅳ 事案対処

各行政機関は、当該行政機関の職員（以下「所属職員」という。）が外国情報機関の

不審動向の対象となった場合又はそのおそれがある場合には、必ず組織として対処するものとする。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(3) カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関の職員からのカウンターインテリジェンスに関する不安・心配の相談に対応するものとする。職員からの相談が、一般的な不安・心配の相談ではなく当該行政機関の事案対処を必要とする場合には、カウンターインテリジェンス・センターは、当該職員に対して所属行政機関に報告するよう指導するものとする。

(4) 各行政機関及びカウンターインテリジェンス・センターにおいて報告又は相談に対応する者は、報告又は相談を行った職員の氏名及びその内容について、正当な理由なく第三者に提供してはならない。

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

- (3) 各行政機関は、必要に応じてカウンターインテリジェンス・センターに支援を求めることができる。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

- (3) カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関の職員から相談があり、その内容が当該職員の所属する行政機関の事案対処を必要とする場合は、当該行政機関に当該相談について可能な範囲で情報提供するものとする。

[Redacted text block]

V 管理責任体制

各行政機関は、基本方針の確実な実施を図るためカウンターインテリジェンス担当部署を設置又は指定するとともに、カウンターインテリジェンス研修・啓発活動について責任体制を構築するものとする。

1 カウンターインテリジェンス担当部署の指定

各行政機関内において、カウンターインテリジェンスの担当部署を設置又は指定するものとする（複数指定することもできる。）。カウンターインテリジェンス担当部署においては、以下に掲げる事務を行うものとする。

- (1) カウンターインテリジェンス・センターとの連絡調整
- (2) カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・分析
- (3) カウンターインテリジェンスに関し、職員に対する研修・啓発活動の企画立案又は連絡調整
- (4) カウンターインテリジェンスに関する相談対応及び事案対処

2 カウンターインテリジェンスに関する研修・啓発活動の責任者の指定

各行政機関においては、カウンターインテリジェンス機能強化の実効性を確保するため、カウンターインテリジェンスに関する研修・啓発活動についての責任者（以下「研修等責任者」という。）を指定するものとする。

研修等責任者は、特別管理秘密取扱者研修及びカウンターインテリジェンス啓発活動について責任を負うものとする。研修等責任者は、カウンターインテリジェンス担当部署に所属していない場合にあっては、カウンターインテリジェンス担当部署と適宜連携を図るものとする。

第3部 カウンターインテリジェンス・センター

1 設置

カウンターインテリジェンス推進会議の庶務機能を強化し、基本方針の施行に関する連絡調整等を行い、我が国政府全体のカウンターインテリジェンスの中核として機能するカウンターインテリジェンス・センターを内閣官房内閣情報調査室に置くこととする。

2 業務

カウンターインテリジェンス・センターは、政府のカウンターインテリジェンス機能を強化するため、各行政機関と連携して、次に掲げる行政機関の枠組みを超えたカウンターインテリジェンスの業務を推進することとする。

- (1) 基本方針の施行に関する連絡調整
- (2) 基本方針の改定案の策定
- (3) カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析
- (4) 我が国及び諸外国におけるカウンターインテリジェンスに関する事例及び方策についての一般刊行物等による調査

- (6) 行政機関の求めに応じたカウンターインテリジェンス・センターの保有する情報の

提供

- (7) 行政機関職員からのカウンターインテリジェンスに関する不安・心配の相談への対応
- (8) 行政機関の求めに応じたクリアランス手続に関する支援
- (9) 行政機関に対する秘密保全研修及び啓発に関する支援
- (10) 行政機関の求めに応じた事案対処に関する支援

第 4 部 附則

1 施行

この基本方針は、第 2 部 I に掲げる事項については平成 21 年 4 月 1 日から、その他の事項については平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 基本方針の改定

カウンターインテリジェンス推進会議は、カウンターインテリジェンスに関する情勢又は各行政機関の基本方針の施行の状況等を踏まえ、基本方針を見直し、必要があれば、改定するものとする。

カウンターインテリジェンス推進会議が各行政機関の基本方針の施行の状況を把握するため、カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関から基本方針の施行の状況について報告を受け、取りまとめるものとする。